

ムダなダムをストップ！！

事務局だより No. 54 2015年12月7日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

【ムダなダム裁判】

足掛け11年にわたる栃木3ダム訴訟を終えて

栃木3ダム訴訟総括

2015年11月

栃木3ダム訴訟弁護団

1 訴訟全体について

- (1) 本件訴訟は、全国市民オンブズマン連絡会議の呼びかけ（200万円の訴訟費用の提供の申出を伴う）を契機に、1都5県において組織された「ハツ場ダムをストップさせる会」（栃木は「ムダなダムをストップさせる会」）によって一斉に提起されたものである。各都県とも住民側敗訴で終了したが、10年もの長きにわたってハツ場ダム等の負担金の違法性を訴え続けることができたことに鑑みれば、提訴に当って、全体弁護団の広田前事務局長が「簡単には負けない、相手を土俵際まで追い詰める。」と強調していたことは、多少なりとも実現できたといつて良いであろう。

また、後述するとおり、本件訴訟の提起及び追行が弁護団及び原告団に様々な効果をもたらした面もあるので、10年もの間本件訴訟を戦ってきたことは有意義であった。

- (2) 治水負担金（ハツ場ダム）及び利水負担金（思川開発事業）とも、栃木の訴訟が最も勝訴の可能性があった。しかし、裁判所は、この両方とも正しく事実認定を行わず、前者については、現憲法下では国と地方自治体とは対等な関係にあるのに、一日校長事件の判例を当てはめることによって、国の納付通知が「著しく合理性を欠き、そのため予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵がない限り」県は拒否できないとし、後者については、小田急訴訟最高裁判決が示した行政裁量の司法審査の基準を引用しながら、その適切な当てはめをせず、行政に対する違法性チェックを怠った。

- (3) なお、控訴審では小池裕裁判長（現在最高裁判事）が県の姿勢を厳しく叱責したし、担当の浅見陪席も現地を視察するなど熱心さが見えたが、裁判長が交代してからは期待が持てなくなった。

裁判官は訴訟が大型化すれば臆病になるので、住民訴訟であっても本件のような国の政策の根幹を問う訴訟では、勝訴判決を得るのは困難であろう。その背景には、「絶望の裁判所」に書かれているような、そのような結論を出さなければ、出世できない、左遷されるという裁判官の人事の問題があるものと断ぜざるを得ない。

- (4) 民主党政権になったときには、私たちに3ダムとも中止になるという期待があった。裁判所もできれば政治的に決着してくれという気持ちがあったのか、無理に審理を進めよう

とはしなかった。

2 判断内容について

(1) ハッ場ダムについて

東京弁護士を中心にハッ場ダムが治水上必要性のないことを相当程度主張立証できたのではないかと思料する。

栃木の弁護士では、栃木県は利根川が貫流しておらず、河川法63条にいう「特別の受益」がないことの主張、立証に力を入れたが、裁判所は正面から答えなかった。それは、まともに扱ったら行政側を敗訴にせざるを得ないので、避けるしかなかったのだ、としか考えられない。

(2) 思川開発事業について

利水負担金については、県が思川開発事業に利水参画する理由、すなわち県南各市町に対して水道用水供給事業を行うということについては、①具体的な計画もなく、②厚労省の事業認可も受けておらず、③供給先として予定されている栃木市は供給を受ける意思を明確にしていない等の事情から、経済的合理性がないことは泡瀬干潟埋立事業公金支出差止め訴訟と比肩し得るし、具体的な支出がまだなされていない段階なので、差止めを認めても何の支障はないことから、当然差止めが認められると思った。

これが認められないということで、裁判所が行政を敗訴させることは如何にハードルが高いものかが明らかになった。

「撤退が政策的には選択肢としてあり得る」と言わせたことで精一杯ということかもしれない。今の裁判所の状況を考えれば、政策的には撤退することも考えられるとまでは言わせたことは、訴訟の成果として評価されるべきことである。

(3) 湯西川ダムについて

訴訟中に完成してしまった。しかし、今回の鬼怒川の堤防決壊でダムの効果は限定的であること、被害防止のためにはダムより堤防整備が重要であることが立証された。

3 訴訟が弁護士及び原告団にもたらしたもの

(1) 弁護士にとって研鑽の場であった

本件訴訟を通じて、治水、利水、環境、地質等河川を巡る様々な問題について勉強することができた。

パワーポイントを使っての弁論を訴訟活動の標準装備とすることができた。高裁ではパワーポイントを使っての説明を裁判所から求めるまでになった。

若手の弁護士が代理人として訴訟に参加し、担当も持って積極的に活動した。そのことによって、パワーポイントを利用したの弁論、専門家証人の尋問、忌避の仕方等様々な訴訟技術を体得することができた。

このように本件訴訟は代理人となった弁護士にとって研鑽の場であった。

(2) 原告団にとって運動の根拠を提示してくれる場となった

訴訟提起により問題点が明確になった。行政の考えを引き出せしめ、嶋津さんに行政と戦うために必要な資料を作成してもらうことができたので、行政への質問等、今後の運動に活かすことができる。

本件訴訟は原告団にとって今後の運動の根拠を提示してくれる場となった。

4 訴訟の反省点

3つのダムを一つの訴訟とするのではなく、別個の訴訟として行ったら、各ダムの問題点、とりわけ思川開発事業の利水面での問題点やハッ場ダムの治水面での問題点がクリアになったのではないかと（但し、訴訟が複数となり現実的ではないとの批判あり）。

湯西川ダムについては、治水、利水及び環境面での問題点について、もっと早く気づき、対応しておくべきだった。

一審では、思川開発事業についても、敵性証人の尋問を認めさせることができなかった。少なくとも思川開発事業の利水面での県職員の尋問を実施させるべきであった。

また、控訴審では、思川開発事業について、原告側の証人として嶋津証人しか認めさせることができなかった。しかし、県側は、県の内幕を知っている早乙女証人が採用されるのを嫌がっていたので、同証人も採用させるべくもっと努力すべきであった。

5 今後の運動について

「ムダなダムをストップさせる会」は訴訟が目的なので解散する予定であるが、今後は、とりわけ裁判所をして「政策的には撤退もあり得る」とまで言わしめた思川開発事業については、「思川開発事業を考える流域の会」等と連携して、中止に追い込むための運動を継続したい。なお、選択肢としては、栃木市、下野市、壬生町及び野木町が栃木県からの水道用水供給を受けることについての住民訴訟の提起もあり得る。

6 その他

ダム訴訟関係書類はデータで残すことにする。各自持っている書類は処分してよい。紙ベースでは大木事務所で一式を保存する。

1都5県全体の総括については、11月8日の全体弁護士会議の結果に委ねる。

以上

こんな代替案で

思川開発事業を前に進めてしまうのか

栃木県が国から求められていたものは・・・

県南地域の広域用水供給事業の計画

県が提出したのは・・・

地下水から表流水への切り替えのための検討

思川開発事業の利水に関して、思川開発事業の関係地方公共団体から成る検討の場・幹事会では、栃木県が具体的な必要水量を提示しないことに対し、県は、国、及び水資源機構からたびたび督促を受けていた。このことが本体工事に着手できない理由のひとつともなっていた。以下の3つの文書を比べてみると、必要のない事業にいかにも必要性があるところじつけ

るため栃木県が四苦八苦しているかが歴然とわかる。

文書①平成24年11月14日に開かれた平成24年度栃木県公共事業評価委員会の議事録。16～18ページには、思川開発事業に関して次のような記述がある。

○県南地域における水道水源確保に関する検討

(栃木県)検討要旨(資料6)に基づき概要を説明。

以下質疑応答。

(栃木県)今回国の検証で求められているものは、代替案を検討するための正確な量の算出である。よって、例えば人口推計では一人単位まで算定している。この数値が将来において当たるかどうかは、当然確約はできない・・・。

(この後水質に関する応答を経て)・・・

(栃木県)思川開発事業の事業化が図られるということになれば、県南地域に広域用水供給事業を県が起こして、市町村の要請をふまえた必要な時点で、水を供給していくことになる。今回は、その目標を平成42年にするということである。・・・

ここには、事業に参加するためには広域用水供給事業を興さなければならぬ**ことがはっきりと書かれており、栃木県がそのことを認識していたのはあきらかである。**

この後、県は平成24年12月に31ページにわたる**文書②「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討について(案)」**という文書を作成し、栃木県は上水道に地下水を利用している比率が全国平均から見ても高いので地盤沈下にもつながる地下水依存率を下げる必要があると主張した。栃木県南地域の地盤沈下は農業用水の取水量と連動しており、水道用水の取水量とは関係がないことは明白であるし、地盤沈下も近年は沈静化してきており、地下水依存率を下げる必要性は全くないにもかかわらずだ。この「・・・検討について(案)」の文書はパブリックコメントに供された。21名のコメント提出者のうち19名はこの検討(案)の撤回を求め、2名は表流水と地下水のバランスを確保することに賛成の意見であったが、県は多数の批判的意見を完全に無視した。パブコメ募集は単なるアリバイ作りに過ぎなかった。この「・・・検討について(案)」の中に広域用水事業という文言は見当たらないが、栃木県南においては将来にわたり安全な水道水の安定供給を確保するため、地下水から表流水への一部転換を促進し、地下水と表流水のバランスを確保する、との記述がある。そして、地下水から表流水への転換を図っていくために表流水が必要であるとされ、その水源確保の目標年度を平成42(2030)年に設定するとなっている。さらに、設定方針としては、将来の地下水の状態を現時点で把握することは困難であることから、目標の設定に当たっては、本県の他地域の状況、さらには県南地域と同様の環境にある隣接県の現状や取組状況を参考に政策的に定めるものとする、と記述されている。

文書③は思川開発事業の関係地方公共団体から成る検討の場・第4回幹事会。平成27年11月9日に開かれた会議の当日配布資料である。

検討主体が行う必要な開発量の確認方法「必要量の算出が妥当に行われているかを確認する」ためのプロセスである。この中で、資料-1の1ページに以下のような記述がある。

1. 確認方法 第3回幹事会において、水道施設設計指針等を参考とし必要量の算出方法について確認。栃木県に対し再度の資料提出を要請し、栃木県から必要な資料が提出された。その後第4回幹事会に先立ち、・・・。

ここで「提出された必要な書類」というのは文書②「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討について」のことであろう。市町の要請をふまえた上で、栃木県が広域用水供給事業の計画を提出するべきなのに、そもそもその計画がなく、しかしこれ以上は待てないため、国は先の文書②で代用させたということだろう。

要するに、要求されていたのは広域用水供給事業の計画であったはずなのに、具体的な計画もなく、厚労省の事業認可も受けておらず、供給先として予定されている栃木市は供給を受ける意思を明確にしていない。しかし、せっつかれているので文書はとにかく出した、要求されているものとは違うかもしれないがこれでダム事業は前に進むはずだ、というのが真意なのではないか。あるいは国(国交省)とは予め内密に相談ができていたのかも知れない。 (文責：葛谷 理子)

南摩ダム建設予定地で第20回自然観察会

10月24日(土)、鹿沼市上南摩・所久保で秋の観察会を行いました。14名の方が参加して下さいました。

9月の集中豪雨の結果で粟沢、西之入ともに沢の状況が変わり、観察会をするには適さない状況になってしまいました。そこで、急きょ所久保で観察会をすることになりました。水生生物の観察に適した沢はあり、ムカシトンボの幼虫などがいましたが、針葉樹が多く、野鳥、蝶の種類は少なかったようです。

本体工事が始まれば観察会はもうできないでしょう。来春には沢や林道の状況はどうなっているでしょうか。まだ観察会ができるでしょうか？



沢でいろいろな水生生物を観察する参加者

シンポジウムのお知らせ

いま、南摩ダム問題を考える(仮題)

日時：2016年2月6日(土)

会場：栃木市内

共催：未定

詳細は後日

ハッ場ダム最高裁決定 抗議集会

「ダム依存から真の河川行政への転換を求めて」

日時：12月13日(日)13:30~

会場：全水道会館(東京・水道橋)

第一部 弁護団報告

第二部 講演「命を守る河川行政とは? 宮本博司さん

主催：ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会

詳細はチラシをご覧ください

ムダなダムをストップさせる栃木の会の今後について

規約によれば第14条(解散)で、会は、「目的を達成した時、その他の場合には、総会の決議により解散する」とあります。

弁護団・原告団とともに3ダム訴訟を支える、という「ムダなダムをストップさせる栃木の会」の役割はほぼ終わりましたが、南摩ダムはまだ本体工事に入っておらず、今後もストップさせるための活動は続くことが予想されます。今年度中にも南摩ダム関連のシンポジウムの開催などが検討されています。そこで、会員の皆様には引き続き会費の納入をぜひよろしくお願いたします。今年度の会費が未だの方には振込用紙を同封させていただきましたので、どうかよろしくお願いたします。

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局：鹿沼市貝島町472-7

TEL：0289-63-1571

FAX：0289-63-1571

年会費：3,000円

郵便振替口座：00140-1-500609